

〔巻末付録 4〕

アウンサンスーチー国家顧問の新年あいさつ

(2016年4月18日)

新年を迎えるこのときに私たち国民と世界中の人々みな健康で幸福でありますように、^{かんなん}艱難を免れていますように、心やすらかにいられますようにと祈念しております。

私たちはこの吉祥のときに国民の皆さまにご挨拶申し上げる機会を得られたことを大変うれしく思っております。私たちがいま、この新年を迎えるときに、国民民主連盟新政権を通じて責任を背負えていることも、よい兆しであると思えます。新たに物事を変えていこうとして、よき新機軸を打ち立てている時期なので、兆しがよいと申し上げたかったのです。

国民民主連盟政権という表現についても少し説明したいと思えます。これは、国民民主連盟を介して支配する、主権を執る、統治権を行使するといった意味でいっているものではありません。

私が申し上げたい意味は、国民民主連盟が選挙前から国民の皆さまにお示してきた基本方針に基づき、築いていこうとしている統治システムのようなものであるということです。責任を負うという意味で申し上げたいのです。この責任を負うというのは、私たち国民民主連盟が定めた原則、基本原則に従って、責任を負うということです。

この基本原則は皆さまがご承知のとおり、国民和解、国内和平、法の支配、憲法改正、民主主義の育成と定着に努めていくことなどです。

最も重要なのが国民和解です。国中が発展して豊かになるためには、団結することがとても大事です。ですから、私たちがこの政府は国民和解を優先する政府だというときには、私たちの政党を支持して票を投じてくださった国民のためだけを考えているではありません。私たちに票を投じなかった、私たちを支持しない国民のためにも、政府は責任を負うのだということを私ははっきりと申し上げたいと思えます。

差別はいたしません。民主主義に基づいて国民の皆さまが選んでくださった

ことで誕生した政権は、すべての人のために、すべての国民のために責任を負うのです。みなに等しく慈愛と誠意をもって接しなくてはならないのです。ですから、私たちは国民和解を大変重視しています。この重要な取り組みに、国民の皆さまが参加して私たちを助けてくださるだろうと期待しています。

私たちの国に法の支配をもたらしたいといたしましたのは、すべての国民が法の保護のもとに安全に暮らせることをめざしていったものです。法とは公正でなくてはなりません。よい効果を生み出せる法律でなくてはなりません。

私たちの司法の柱は実直で効果的であることがきわめて重要です。司法については、公正さがなくてはなりません。国際的な基準に見合っていないければいけません。法が公正であるとは、公正な司法手続きが踏まれることだといわれています。行動を起こすだけでは終わりません。やるといったことはほかの人にもわかるようにせねばなりません。公正であるだけでは不十分です。公正であることを誰の目にも明らかにしなければならないでしょう。これが基本原則のひとつです。

もうひとつ法の支配にとってやはりきわめて重要なのは、誰であれ、有罪であると思われても、確実な証拠がなければ無罪とされねばならないということです。これは法の基本条件です。罪を犯した人でさえ、裁判の過程で慈愛と憐憫によって減刑されねばならないということもあります。

このような慈愛と憐憫による減刑の一步として、私たちの大統領がこの新年を迎える時期に、署名をして恩赦に同意したのです。私たちの法の支配とは、国民を守るため、国民に対して心身の安全を与えるためのものです。

国民を束縛するためではありません。抑圧するためではありません。法と聞くと怖がる人がいます。法が国民を抑圧するためのものだと考えているのです。そうではないということを私ははっきりと申し上げたいと思います。法の支配というのは、私たちの国の国内和平にとっても大変重要です。法の支配なくしては、和平を築くことは叶いません。和平について述べる時、私たちは前政権の取り組みをすべてご破算にするつもりはない、ということも申し上げておきます。

私たちはよい行いはよいと認めます。それを基礎にしてさらなる取り組みを行っていきます。ですから、国内和平については、〔前政権が〕停戦に取り組み始めたことを私たちは高く評価しています。この停戦が完了するように、すべ

での参加すべき組織が参加するように、私たちは引き続き努めてまいります。

和平会議を通じて、私たち国民全員が待ち望んでいた真のフェデラル民主主義連邦を建設するために、引き続き取り組んでいく所存です。国内和平と、さきほど申した私たちの真のフェデラル民主主義連邦の建設とは、とても深い関係があります。そのために私たちは憲法の改正も必要とするのです。

この憲法は、真正のフェデラル連邦を成立させる憲法である必要があります。このような憲法改正を行うにあたっては、私たちは国民に悪影響を及ぼさない方法を探ります。国家の安寧を損なうような方法で進めていくことはありません。

これは国民民主連盟がつねに掲げてきた原則です。国民を傷つけません。やらねばならないことがあるときには、私たちが前方に立っては受け止めるべきものを受け止め、後方に立っては防ぐべきものを防ぎます。国民を傷つけない方法だけを用いて私たちの国を正しい道に導いていくというのが、私たち現政権の揺るぎない基本方針であるといわせてください。

現行の憲法について考えたとき、最も重要な点は何かという、憲法第4条にある点です。それは、国家主権は国民に由来し、国全体に及ぶ、というものです。これは民主主義の基本原則です。

私たちもこれにはまったく賛成です。これを完全に実践します。国民が肝要です。国民が第1、国民が第2、最後まで国民です。国民のための国家でなければなりません。国家は国民がいなければ意味がありません。国民のための政府でなければならないでしょう。この原則を私たちはいついかなるときも放棄しないと国民の皆さまに約束したいと思います。

私たちの国は天然資源が豊富な国であると世界中の人々がいます。しかし、率直に言えば、私はこのことをあまり重視していません。本当に重要なのは、国民の力量です。天然資源ではありません。天然資源はいつの日か枯渇してしまうかもしれません。

また、世界を見渡せば、とても小さくて天然資源のない国でさえ、強勢を誇っています。経済発展を遂げた国も思い当たります。ですから、私たち新政府の目標のひとつは、国民の力量と能力を高めることにあります。

国民が、国家に対して忠誠心を抱き、国家の職務を勤勉に果たすような国民になるように、私たちは努めていきます。私たちの国はさまざまなチャレンジ

に立ち向かっていかねばなりません。改革すべきことがたくさんあります。どこを改革すべきなのかということ、いまひとつずつ申し上げることはいたしません。多すぎて、終わらなくなってしまう。しかし、とくに重要な問題が何かということは、国民の皆さまはご承知であると信じております。

私たちは国民の判断力を信じているからこそ、民主主義のために戦ってきたのです。私たちが国民を信用していなければ、民主主義も信用する理由がありません。なぜならば、民主主義というのは国民による統治制度だからです。国民を重視しなければ、国民を信用しなければ、民主主義を打ち立てるのは夢のまた夢となります。

私たちが国民を信用するように、国民の皆さまも私たちのことを信用し、協力と支援をくださいますようお願い申し上げます。政府だけでは、国家を成功に導くこと、国家を繁栄させ発展させることはできません。国民の参加が得られてはじめて、こうした事業を達成できるのです。ですから、国民の皆さまには、自らの責任を承知し、互いに手を取り合って取り組んでいく決意をしていただけますようお願い申し上げます。

現在、世界は急速に発展を遂げています。私たちがこの発展する世界についていくためには、ほかの人たちよりもいっそう多くの努力が必要になります。第2次世界大戦の戦後まもなく、父はいいました。ほかの国々に追いつこうとするならば、ほかの国々が歩いているときに、私たちは走って追いかねば追いつけないと。それでも、20年ぐらいのあいだに追いつけるかもしれないという話だったので。

いまも当時の状況とそれほど変わらないと私は思います。私たちは、ほかの国々が歩いているときに、走って、骨折り仕事をしてはじめて、ほかの国々に追いつくことができるのです。そこで、ほかの国々に追いつこうとするとき、私たちは正しい方法だけを用いたいと思っています。

私たちの国を世界のなかで適切な地位につけたいということは、物理的な豊かさについていっているのではありません。私たち国民の能力に対して世界中が敬意を払うようにしたいという精神的な面についていったのです。私たちの国が世界のなかで適切な地位を占めたというのであれば、少なくとも、国民がどの国へ行っても、自分はミャンマーの国民であると自信をもって顔を上げていられるようにしたいです。

そのためには、みなが努力しなくてはなりません。私たちは国民の支持を求めるとき、簡単に公約はしませんでした。私たちはどんなときも、簡単に国が發展します、豊かになりますとはいつてきませんでした。

そのような約束をしなかったのは私たちに自信がなかったからではありません。国民を信用していなかったからでもありません。責任の重さを痛感していたためです。責任とは非常に重く、大きいものです。国一国の責任となれば、その重さと大きさもまた格別です。

ですから、この責任を負うときには、すべきことが多すぎるので、これをやります、これを実現させますとは易々とはいえないのです。

しかし、私たちは国民の参加と協力を得ることができるだろうと強調しておきたいと思います。国民の参加が得られれば国民は本当に支持してくれている、国民が本当に信じてくれていれば、私たちが成し遂げられないことは何もないといわせてください。私たちの国は世界の国々と渡り合いながら努力していかなければならない国ですので、国民の皆さまは私たちの外交政策についてもお知りになりたいはずです。ミャンマーは、独立したときから世界中の国々と親交を結んできました。

それは私たちの国にとって、大変名誉なことでありました。1948年1月に独立を達成して以来、私たちの国は世界のなかの小国でした。戦時中に大変な損害をこうむった国でもありました。しかし、世界中が私たちを尊重していました。なぜか。数多の災厄のなかであってでも、私たち国民の能力が光り輝いていたからです。

そのような輝きを取り戻すために、私たちみなが手と手を取り合って努力していかなければなりません。私たちはどのような主義に基づき、どのような理念をもって、前進を続けていくべきかを考えなければなりません。私たちが進むべき前途は遠いです。一国家の将来というのはこの世界があり続けるかぎり続きます。決して楽な道のりではありません。私たちは数多のチャレンジに立ち向かわねばならないのです。

では、そうしたチャレンジにどのように立ち向かっていくのでしょうか。私たち新政府は執政の経験がほとんどないということで、心配している人たちもいます。

経験が少ないのはそのとおりです。しかし、私たちは経験豊富な人たちと

もに手を携えて仕事をしていくことを厭いません。前政権の人だからといって排除するようなこともありません。私たちは国家に資する人であれば誰であれ協力し、私たちの仲間として仕事をしていただきたいと思います。

1947年の選挙のときです。ミャンマーの独立を期して選挙が実施されたとき、父がいった簡潔明瞭な言葉があります。この国を慈愛と誠実さでもって統治する。国家を慈愛と誠実さでもって統治するという意味は、国民に対して慈愛を注ぐ、国家に対して誠実であり続けるということです。これはとても単純で、いかなる政府であれ、国民を尊重するいかなる政府であれ、なすべき約束です。私たちもこの言葉どおりにやっていきたいと思えます。国民に対して慈愛を注ぎます。国家に対して誠実であり続けます。このふたつさえできれば、私たちの国がうまくいくことは間違いありません。

結論を申し上げれば、いまこのときから私たちの国の将来の栄光のために、私たち国民の全員が慈愛に満ち、誠実さを保てますようにと祈念しております。ありがとうございました。

(出所) *Kyemon*, 18 April 2016.